

令和7年度補正予算案の概要 (事業別の資料集)

こどもまんなか
こども家庭庁

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

事業の概要

以下の（1）～（3）を一連の事業として実施する。

（1）調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等の子どもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、（2）の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

（2）小学生の預かり機能構築の実施

例1：企業主導型保育事業所や認可外保育施設、事業所内保育所の余裕定員を活用した小学生の預かり

例2：民間の教育関連事業所（学習塾、スポーツクラブ等）のスペースを活用した、体験活動等を付加した小学生の預かり

例3：企業内において、多様なニーズを有した小学生（不登校や発達支援を要する子ども、病児等）の預かり

例4：民間主導で行われている多様な「子どもの居場所」における小学生の預かり

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用する子どもの意見を聴取する手法の開発、実施
- 子どもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施
※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいれて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。
- 預かり事業実施事業者については、所在地自治体と協議するとともに、こども家庭庁と地域性や類型のバランスについて協議の上、決定する。

（3）成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から隨時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体

【補助基準額】1事業あたり2千万円 <(2)の事業数に応じて加算>

【補助率】国10/10 <(2)による預かり事業実施事業者への補助については別途設定>

事業の目的

<子ども・子育て支援事業費補助金>令和7年度補正予算案 0.5億円

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、I C T導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のD Xを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブD X推進に必要となる業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なD X推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブD Xを推進する。

事業の概要

- 放課後児童クラブD Xを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

想定される業務・機能例

自治体

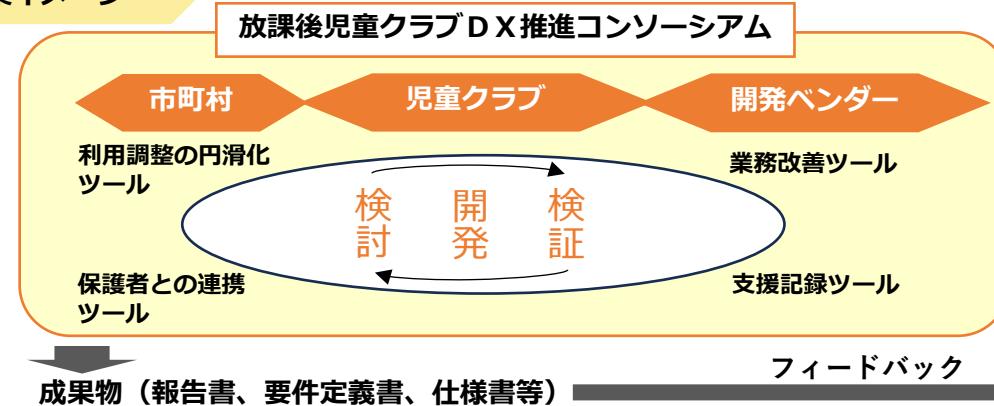
- 利用申請手続き、面談等の予約
- 利用調整、空き定員の公表

放課後児童クラブ

- 児童の出欠席の記録、管理
- 保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- 保護者への連絡、アンケートの実施
- 利用料の請求、請求書の作成
- 職員の出退勤の管理、自治体への報告
- 市町村からクラブへの情報提供
- 育成支援の記録 等

これらをつなぐもの

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10／10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,726千円

<こども政策推進事業委託費> 令和7年度補正予算案 0.1億円

事業の目的

- 放課後児童支援員の人材不足が、待機児童の発生や現在勤務している職員の負担増の要因の一つとなっている。
- 放課後児童クラブでは子ども達が複数の場所でそれぞれ活動することもあり、一つの支援の単位において複数の放課後児童支援員を配置することが必要な場合もあるが、人材確保に追いついていない現状がある。
- このため、国においても各自治体と連携して、放課後児童支援員の人材確保策を進めていき、待機児童解消や職員の負担軽減につなげていく。

事業の概要

- 都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施については、定員・実施回数や講師の確保等の課題があり、これにより、受講待機者が発生していることから、放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図っていく。

<実施方策例>

- オンデマンド研修教材を開発して（修了テスト含む）提供することで、都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修をオンライン実施で可能にすること。
- 認定資格研修の実施における課題等の解決を図り受講機会を増やしていく 等

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

<こども政策推進事業費補助金> 令和7年度補正予算案 0.6億円

事業の目的

- すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

事業の概要

【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、
子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、
親子関係形成支援事業所

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国1／2、都道府県等1／4、事業者1／4

【補助基準額】1施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1支援の単位当たりとする。

＜子ども・子育て支援交付金＞令和7年度補正予算案 11億円

事業の目的

- 昨今の物価高騰などを受け、様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な地域子ども・子育て支援事業の継続が困難な状況にあることから、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う（令和7年度限り）。

事業の概要

【事業内容】

物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に係る経費に対する補助を行う。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額】

- | | | |
|--------------------|-----------|---------|
| (1) 放課後児童健全育成事業所 | 1支援の単位当たり | 年額 50千円 |
| (2) 放課後児童健全育成事業所以外 | 1か所当たり | 年額 25千円 |

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。
- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】定額（10／10相当）

※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

<子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和7年度補正予算案 8.3億円

事業イメージ

①通常の補助割合 (子ども・子育て支援施設整備交付金)	国（拠出金） (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)
	国（拠出金） (2/9)	都道府県 (2/9)	市町村 (2/9)

②補助率嵩上げ後の補助割合 (子ども・子育て支援施設整備交付金)	国 (2/3)	都道府県 (1/6)	市町村 (1/6)
	国 (1/2)	都道府県 (1/8)	市町村 (1/8)

※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ

③放課後児童クラブ整備促進事業による支援 (子ども・子育て支援施設整備交付金)	国 (2/3)	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
	国 (1/2)	都道府県 (1/16)	市町村 (1/16)

1/6相当

1/8相当

1/10相当

(民立)	国 (1/2)	都道府県 (1/16)	市町村 (1/16)	設置者 (1/4)
	国 (1/2)	都道府県 (1/16)	市町村 (1/16)	設置者 (1/4)

※待機児童が発生している市町村等が対象

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質的補助割合)

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質的補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の
負担割合を
1/2終減

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の
負担割合を
1/2終減